

目次

新年のご挨拶	……公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二	1
2014年の年頭にあって	…厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 需給調整事業課長 富田 望	2
年頭のごあいさつ	……公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝	3
新年ごあいさつ 理事・監事	……	4
[厚労省ニュース] 地域別最低賃金額の改定	……	5
消費税率引き上げに伴う手数料見直しについて	……	6
職業紹介事業報告の記載変更	……	8
業務運営要領の改訂	……	12
[民紹協ニュース] 優良職業紹介事業者推奨事業協議会	……	14
職業紹介事業にまつわる相談事例	……	17
販売技術促進講座	……	20
クラウドシステムの御紹介	……	22
事務局だより	……	24

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二



皆様 明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、気持ちも新たに「今年こそは」と、若い頃のように心も高揚しているところです。

昨年六月に全紹協の会長を再びお引き受けする事となり、日々を重ねるたびにその重要性和、運営の難しさを体感しながら皆様のご協力なしには今後の「全紹協」はありえないと考えます。したがって、昨年十月には全国の会員にお願いに上がり、会員各位とその地域の方々と親しく懇談出来ました事は、私の一生の思い出となりました。個々の会員が「全紹協」を心のよりどころとして、苦しい時や、困って相談したい時に必要であると期待してもらっている事が分かりました。

このたびは、全会員により多額の寄付を賜りありがとうございました。これで通常の業務にあたる事が出来、安堵しているところです。これからは、それぞれの地域の声を反映する政策をとり、会員のために全紹協の理事があり、会員のために働くのだという精神に立ち返ることだと思います。

さて、新しい年を迎え、目標として「連帯」を意識して参りたいと存じます。

日本の大企業も中小企業の力を借りて日本経済を引っ張って行っている様に「全紹協」も大きな事業所と小さな事業所が「連携」しながら成り立っています。今後は、公益社団として会員外の意見も取り入れながら運営して参ります。

今年は昨年を引き続き日本経済は、アベノミクスの「第三の矢」成長戦略により精神的には昨年に引き続いて上昇傾向で進んで参ります。実質的な賃金やその他は、これから反映されていき、全体的には好景気感が出てくる事を願っています。

今年は、商品やその他の値上げが昨年より続いています。個人の収入をいかに成長させていくかが日本経済も正念場を迎えます。

さらに我々にとって一番の関心事は「消費税の動向」です。

今年の四月より実施されると当然、手数料も上がったような感じとなり、求人先にメンタル面での影響がないか、さらに個々の事業所で内税・外税の転嫁問題があり、全紹協としては統一的な見解を皆様に提案していきたいと考えます。この際、届出制手数料に関しましても、料金のアップを考えていただきたいと思ひます。

全紹協会員事業所の皆様には、マネキンの教育をし、優秀なプロの販売員として短期・長期共に、さらなる賃金のアップを検討していただきたいと思ひます。今年こそ、マネキンさんの質の向上と、社会的認知度を高めたいと考えます。

「全紹協」の柱である研修については、「全国統一」テーマに沿った講師にお願いをして、その方に各地を回っていただきます。

また、地域の会議には全紹協の役員も同席して、全体に各地域の意見を反映させることも必要です。

このような政策を進めて参りますので、会員の皆様が「連帯」を意識して参加していると感じられる「全紹協」でありたいと思ひます。

本年も全紹協会員事業所の皆様にとって繁栄の年となりますよう、目まぐるしく変わる社会に確実に根を生やして進んでいくことに願いを込めて、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2014年の年頭にあたって

厚生労働省 職業安定局
派遣・有期労働対策部 需給調整事業課長

富田 望



新年を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から厚生労働行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

民間の労働力需給調整機関に関する最近のトピックとしましては、労働者派遣制度について、平成24年の改正労働者派遣法に対する附帯決議等において、登録型派遣・製造業務派遣の在り方、特定労働者派遣事業の在り方や派遣期間について検討・議論を開始すべきとされたことを踏まえ、昨年8月より、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、議論が行われてきました。今後は、その議論の結果を受けて、必要な措置を講じたいと考えています。

昨年、政府は、安倍総理大臣の下、経済の再生に向けて、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略、という「三本の矢」を実施することとされており、第三の矢である「成長戦略」につきましては、その具現化を図るべく、産業競争力会議などの政府の会議において検討が行われてきました。

産業競争力会議においては、成熟産業から人材を必要とする成長産業へ、失業なき円滑な労働移動を図るため、民間人材ビジネスを活用したマッチング機能強化が取り上げられました。こうした議論を踏まえ、昨年6月14日に「日本再興戦略」が閣議決定されましたが、その中で、「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」として、「学卒未就職者等について、紹介予定派遣を活用した正社員就職支援」及び「育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施」について、「民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行えるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、

概算要求等に反映する」とされており、現在、その実現に向けて、予算要求の中に盛り込んでいるところです。

以上のように、経済の再生に向けて、民間の労働力需給調整機関は、これまで以上に労働市場において大きな役割を担うことが期待されています。

なお、このように民間の労働力需給調整機関の機能を最大限発揮していくためには、優良な職業紹介事業主の育成が重要であり、現在、優良な職業紹介事業者を推奨していくための事業を推進しているところです。貴協会におかれましても、健全な業界の育成のため、コンプライアンス意識の強化等の取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

また、今年の4月1日から消費税率が8%に引き上げられることになっていますが、有料の職業紹介事業所において、税率の上げが求人者や求職者へのサービスや需給調整機能の低下につながることはないよう、紹介手数料の上限額を引き上げる方向で、検討を行っております。

労働政策審議会での了承を得られ、手数料の上限額を見直すことが決まった際には、法令の改正手続きを進めるとともに、円滑に施行されるよう見直しの趣旨や内容の周知徹底を図ってまいります。その際は、貴協会に対しても、職業紹介事業の円滑な実施のために、広報誌やホームページを通じた周知へのご協力をお願いしたいと考えています。

以上のように、2014年は、民営職業紹介事業にとって、非常に重要な年になると思われれます。私ども行政といたしましても、皆様が労働市場においてその機能が十分発揮できるよう、さまざまな課題に対応してまいります。

本年も、厚生労働行政に対してより一層のご協力とご支援を賜りますようお願いしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

新年明けましておめでとうございます。私は、昨年9月の民紹協理事会において、荒川春前会長の後任として選出されました紀陸 孝でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。平成26年新春のお喜びを申し上げますとともに、公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会（全紹協）の役員・会員の皆様には、日頃から民紹協に対し 深甚のご協力、ご支援を賜り、改めて衷心より感謝申し上げる次第です。

さて、日本経済の復活に向けて、昨年6月に日本再興戦略が閣議決定されましたが、そのアクションプランのひとつに雇用制度改革・人材力の強化が謳われ、特に民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化が掲げられております。これは、労働市場全体の求人・求職のマッチング機能強化のため、ハローワークと民間人材ビジネスの連携を深めることが重要との観点から、ハローワークが持つ求人・求職情報を、職業紹介事業を行う民間人材ビジネスに提供することにより民間人材ビジネスの一層多様なサービス提供を意図するものです。今後、まさに官民一体による労働市場の活性化を通じて雇用創出に大きな効果が生まれることが期待されます。

昨今の職業紹介事業では、大量良質の求人・求職情報を確保すべく日々奮戦の様相にありま

す。特に、マネキン業界の皆様は、日本経済を牽引する消費市場において、その最先端を担われる重要な役割を果たされ、皆様の活躍がひいては日本経済の復活に直接結びついていると言ってしまうと過言でないと思じます。

そのためにも今後は、マネキン紹介業界の現状や動向を的確に把握し、あらゆるビジネスチャンス積極的に自らの事業に採り入れて事業活動を展開することが求められます。職業紹介事業を取り巻く^{あいたい}厳しい環境のなかで、^{あいたい}相対による職業あっせんの優位性を活かしながら、求人者・求職者双方のニーズをいち早く汲み取り、それらに応えていく姿勢が大切であり、マネキン紹介業界の皆様方ならこれらを必ず成し遂げられると確信いたしております。

民紹協といたしましても、全紹協及び会員の皆様との意見交換や連携をこれまで以上に強化して職業紹介事業並びにマネキン業界の抱える課題に適切に対応できるよう、引き続き積極的に取り組んでまいる所存です。

本年が全紹協・マネキン紹介業界の皆様にとりまして、良い年であります飛躍の年でありますよう祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

平成26年元旦

平成26年

理事・監事 新年ごあいさつ



理事 岡部 義裕

新年明けましておめでとうございます。
外部理事の岡部です。

全日本マネキン紹介事業協会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

さて、日本経済は政府の積極的な財政金融政策により、デフレからの脱却を果たしつつあります。

小売業の現場では、百貨店などで高額品が売れている一方で、生鮮品などの生活必需品の価格の引き上げは、消費者の財布のひもが大幅に緩むことはなく、相変わらずむずかしいです。しかし、景気の先行きは間違いなく明るくなっています。

会員各社の活躍の場も増えることでしょう。

注目は企業の賃上げ動向です。ここに勤労者の賃金が上がり始めると、日本経済の先行きはもっと明るくなります。期待しましょう。



理事 小林 克巳

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

去る25年4月1日より、本協会は公益社団法人として新たにスタートしました。これは本協会の活動がマネキンさんを始めとする販売事業に携わる皆様にとって、職業能力向上や労働福祉の向上を通じて、広く消費者の「公益」に資するものであると、公に認められたことに他なりません。

永い歴史を有する本協会が、新たなステージに立ち、会員皆様の建設的で積極的な協会活動を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展につながりますよう、ご祈念申し上げます。



理事 小野 俊一

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

昨年来新政権による経済再生、景気浮揚政策等が実施され徐々に消費の回復と企業業績好転の兆しが見えてきました。本年本格的に労働市場の活性化と雇用の増大が実施されることが大いに期待されるところであります。

今年は日本と世界全体の大きな変化をしっかりと捉えて、これからあるべきマネキン紹介事業モデルを構築していかなければならない全紹協にとって極めて重要な年を迎えたと思います。会員皆様の固い絆と一致団結により協会が益々発展できますよう祈念申し上げます。



監事 小島 孝一郎

明けましておめでとうございます。

公益社団法人としての活動も2年目に入り、当協会が、マネキン業界として労働力需給調整に尽力してきたことが認められたのだと思います。今後は、マネキン従事者の職業能力向上を始め各種の取り組みが求人者、求職者、事業者のいずれにとっても有益なものとして結実することを期待しております。

そのためにも更に、組織としての「公益性」を高めてまいりたいと思います。労働者派遣法の改正等による労働市場の様々な課題を見ますと、当マネキン協会の果たす役割が重要になっております。非正規雇用者の労働条件格差や教育訓練等、課題は多くありますが、会員の皆様におかれましては、諸問題に対応し更なるご発展を心よりお祈りいたします。

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- ◆ すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改訂されました。
- ◆ 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- ◆ 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたことになり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- ◆ 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- ◆ 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることがないように、金額をご確認ください。
- ◆ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成25年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成25年)	都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成25年)	都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成25年)
北海道	734	10月18日	石川県	704	10月19日	岡山県	703	10月30日
青森県	665	10月24日	福井県	701	10月13日	広島県	733	10月24日
岩手県	665	10月27日	山梨県	706	10月18日	山口県	701	10月10日
宮城県	696	10月31日	長野県	713	10月19日	徳島県	666	10月30日
秋田県	665	10月26日	岐阜県	724	10月19日	香川県	686	10月24日
山形県	665	10月24日	静岡県	749	10月12日	愛媛県	666	10月31日
福島県	675	10月6日	愛知県	780	10月26日	高知県	664	10月26日
茨城県	713	10月20日	三重県	737	10月19日	福岡県	712	10月18日
栃木県	718	10月19日	滋賀県	730	10月25日	佐賀県	664	10月26日
群馬県	707	10月13日	京都府	773	10月24日	長崎県	664	10月20日
埼玉県	785	10月20日	大阪府	819	10月18日	熊本県	664	10月30日
千葉県	777	10月18日	兵庫県	761	10月19日	大分県	664	10月20日
東京都	869	10月19日	奈良県	710	10月20日	宮崎県	664	11月2日
神奈川県	868	10月20日	和歌山県	701	10月19日	鹿児島県	665	10月27日
新潟県	701	10月26日	鳥取県	664	10月25日	沖縄県	664	10月26日
富山県	712	10月6日	島根県	664	11月6日			

「消費税率引き上げに伴う 手数料の見直しについて」

厚生労働省ホームページ e-Gov 電子政府の総合窓口「イーカブ」から、職業安定局派遣・有期労働対策部 需給調整事業課より、会員の皆様に必要な部分を一部抜粋して掲載致しますので、ご参考にして頂ければと思います。

1 改正の概要

平成26年4月1日より消費税率が8%に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業者においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想される。このため、消費税率の引き上げに伴い、事業者への負担増が起きぬよう、手数料の最高額の見直しを行うもの。

また、職業紹介事業について、より詳細なデータを把握し、民間職業紹介事業の更なる活用に向けた議論に役立てるため、職業紹介事業報告書の見直しを行うもの。

2 改正の内容

1. 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）の一部改正関係

(1) 手数料

有料職業紹介業者が徴収できるとされている手数料の最高額について、以下のとおり見直すこととする。

		現行	改正後
受付手数料	課税事業者	670円	690円
	免税事業者	650円	660円
紹介手数料	課税事業者	10.50%	10.80%
	免税事業者	10.20%	10.30%
紹介手数料 (臨時賃金除く場合)	課税事業者	14.20%	14.50%
	免税事業者	13.70%	13.80%

(2) 職業紹介事業報告

- 有料／無料職業紹介事業報告書（様式第8号）、特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2）、地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第8号の3）について、「活動状況」の「求人」の報告項目に「有効求人数」（3月末における有効求人数）を追加する。
- 有料職業紹介事業報告書（様式第8号）について、「収入状況」の「職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料」の報告項目に件数を追加する。
- 地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第8号の3）の報告内容について、産業別区分での報告から、「取扱業務等の区分」として職業分類区分での報告とし、報告内容を統一することとする。
- その他文言等の修正を行う。

(3) その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

(1) 職業安定法施行規則の一部改正関係

職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の3第1項第1号及び第2項並びに第32条の16第1項

4 施行期日

平成26年4月1日（予定）

平成26年4月（平成25年4月～平成26年3月にかかる報告）から 職業紹介事業報告の記載内容が変わります

▶変更点1

取扱業務等の区分について、報告内容を変更します。

現 行
(有料職業紹介事業報告)

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告

①芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生

② **職業分類大分類**

- A 管理的職業
- B 専門的・技術的職業
- C 事務的職業
- D 販売の職業
- E サービスの職業
- F 保安の職業
- G 農林漁業の職業
- H 生産工程の職業
- I 輸送・機械運転の職業
- J 建設・採掘の職業
- K 運搬・清掃・包装等の職業



変 更 後

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告

①芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師、看護師、保育士

② **職業分類中分類**

(A 管理的職業)

- 01 管理的公務員
- 02 法人・団体の役員
- 03 法人・団体の管理職員
- 04 その他の管理的職業

(B 専門的・技術的職業)

- 05 研究者
- 06 農林水産技術者
- 07 開発技術者
- 08 製造技術者
- 09 建築・土木・測量技術者
- 10 情報処理・通信技術者
- 11 その他の技術者
- 12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 13 保健師、助産師、看護師
- 14 医療技術者
- 15 その他の保健医療の職業
- 16 社会福祉の専門的職業
- 17 法務の職業
- 18 経営・金融・保険の専門的職業
- 19 教育の職業
- 20 宗教家
- 21 著述家、記者、編集者
- 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
- 23 音楽家、舞台芸術家
- 24 その他の専門的職業

(C 事務的職業)

- 25 一般事務の職業
- 26 会計事務の職業
- ...

(K 運搬・清掃・包装等の職業)

- 75 運搬の職業
- 76 清掃の職業
- 77 包装の職業
- 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

現 行
(無料職業紹介事業報告)

下記のいずれかに分類し記入

- ・学生・生徒
- ・高齢者
- ・母子家庭の母等
- ・就職困難者
- （高齢者及び母子家庭の母等を除く）
- ・社会福祉事業従事者
- ・医療関係従事者
- ・農業の職業に従事する者
- ・技能実習生
- ・その他



▶変更点2

「活動状況」の求人の報告項目に「有効求人数」（3月末における有効求人数）を追加

▶変更点3

「収入状況」の「求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）」の報告項目に件数を追加



記載にあたっての注意事項

様式第8号

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を**人単位**で計上してください。

有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

該当する方を残し、該当しない方を線で消してください。

(日本工業規格A列4)

常用…4カ月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。

臨時…1カ月以上4カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

日雇…1カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

1 許可番号 13 -△- ○○○

2 事業所の名称及び所在地 (名称) ○×紹介所 (所在地) 東京都千代田区

3 紹介予定派遣 実績の有無

4 活動状況(国内)

項目	① 求人				② 求職		③ 就職		
	有効 求人数	常用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	常用 就職件数	臨時 就職延数	日雇 就職延数
取扱業務等の区分									
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	120人 (10)	1000人 (120)	4500人日 0人日	0人日 (0)	98人 50人	500件 250件	350件 150人	450人日 (0)	0人日 (0)
会計事務の職業	60人	500人	2000人日	0人日	50人	250件	150人	250人日	0人日
計	180人	1500人	6500人日	0人日	148人	750件	500人	700人日	0人日

紹介予定派遣については上段区分の内数として記載してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

一人の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となります。(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上してください。

5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

項目	相手国	④ 求人数		⑤ 求職		⑥ 就職件数
		有効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	
取扱業務等の区分						
生産関連事務の職業	中国	20人	50人	15人	40件	30件
生産関連事務の職業	アメリカ	15人	30人	10人	10件	20件
医師	アメリカ	20人	50人	15人	15件	30件
看護師	業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。	15人	30人	10人	10件	20件
計		70人	160人	50人	130件	100件

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデルまたはマネキンの職業に限ります。

6 収入状況(国内・国外)

項目	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	件数	千円	常用	臨時	日雇	件数	千円
取扱業務等の区分										
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	0千円 (0)	0千円 (0)	0千円 (0)	0件 (0)	0千円 (0)	350,000千円 (0)	45,000千円 (0)	0千円 (0)	0件 (0)	0千円 (0)
会計事務の職業	0千円	0千円	0千円	1件につき上限670円 (免税事業者は650円) ※上限制のみ記載	0千円	150,000千円	25,000千円	0千円	0件	0千円
計	0千円	0千円	0千円	0件	0千円	500,000千円	70,000千円	0千円	0件	0千円

紹介予定派遣の手数料は内数のため合計に含めないでください。

注意！
介護作業に従事する家政婦(夫)にかかる労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄には計上せず、「手数料管理簿」の写しを添付してください。

項目	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)					
	常用	臨時	日雇	件数	千円	千円
取扱業務等の区分						
芸能家	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円
モデル	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円
科学技術者	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円
経営管理者	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円
熟練技能者	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円
計	0件	0千円	0件	0千円	0千円	0千円

！単位違いに注意！
金額は全て千円単位としてください。

※百円単位は四捨五入

7 職業紹介の業務に従事する者の数

15人

職業紹介責任者も含まれます。なお、当該従事者の数50人につき、1人以上の職業紹介責任者を選任する必要があります。

- 職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

該当する方を残し(有料職業紹介事業報告書は1・無料職業紹介事業報告書は2)、該当しない方を線で消してください。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

⑦ 氏名又は名称

印

下記①についてはそれぞれ、それ以外については②に分類して報告。
①芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士
②厚生労働省編職業分類中分類(※分類については、[変更参照](#))

個人の場合・・・事業主の氏名および印
法人の場合・・・会社名、代表者氏名、代表者印(事業者印)

厚生労働省編職業分類（平成23年改定）

大分類	中分類
A 管理的職業	01 管理的公務員
	02 法人・団体の役員
	03 法人・団体の管理職員
	04 その他の管理的職業
B 専門的・技術的職業	05 研究者
	06 農林水産技術者
	07 開発技術者
	08 製造技術者
	09 建築・土木・測量技術者
	10 情報処理・通信技術者
	11 その他の技術者
	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
	13 保健師、助産師、看護師
	14 医療技術者
	15 その他の保健医療の職業
	16 社会福祉の専門的職業
	17 法務の職業
	18 経営・金融・保険の専門的職業
	19 教育の職業
	20 宗教家
	21 著述家、記者、編集者
	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
	23 音楽家、舞台芸術家
	24 その他の専門的職業
C 事務的職業	25 一般事務の職業
	26 会計事務の職業
	27 生産関連事務の職業
	28 営業・販売関連事務の職業
	29 外勤事務の職業
	30 運輸・郵便事務の職業
	31 事務用機器操作の職業
D 販売の職業	32 商品販売の職業
	33 販売類似の職業
	34 営業の職業
E サービスの職業	35 家庭生活支援サービスの職業
	36 介護サービスの職業
	37 保健医療サービスの職業
	38 生活衛生サービスの職業
	39 飲食物調理の職業
	40 接客・給仕の職業
	41 居住施設・ビル等の管理の職業
	42 その他のサービスの職業

大分類	中分類
F 保安の職業	43 自衛官
	44 司法警察職員
	45 その他の保安の職業
G 農林漁業の職業	46 農業の職業
	47 林業の職業
	48 漁業の職業
H 生産工程の職業	49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)
	50 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)
	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	57 機械組立の職業
	60 機械整備・修理の職業
	61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)
	62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	63 機械検査の職業
	64 生産関連・生産類似の職業
I 輸送・機械運転の職業	65 鉄道運転の職業
	66 自動車運転の職業
	67 船舶・航空機運転の職業
	68 その他の輸送の職業
	69 定置・建設機械運転の職業
J 建設・採掘の職業	70 建設躯体工事の職業
	71 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)
	72 電気工事の職業
	73 土木の職業
	74 採掘の職業
K 運搬・清掃・包装等の職業	75 運搬の職業
	76 清掃の職業
	77 包装の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

職業紹介事業報告の提出の締切は、毎年4月30日です

毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の職業紹介事業の状況を事業所ごとにまとめ、事業主を管轄する労働局に提出してください（正本1通、写し2通の計3通）。ご不明な点がございましたら、都道府県労働局にお問い合わせください。

- ◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。
ハローワークインターネットサービス トップページ> 職業情報> 職業分類・職業解説に関するご案内
https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_info.html
- ◆「取扱業務等の区分」に記載する職種が多く、様式の行数が足りない場合には、以下のとおりご対応ください。
 - 【エクセル様式をお使いの場合】挿入機能で行を追加してください。
 - 【紙媒体の様式をお使いの場合】様式を複数枚使用し、1頁目の「計」の欄に1頁目から最終頁までの総計を記入してください。2頁目以降については、行数が不足した部分のみの記載で結構です（2頁目以降の「計」は記載不要）。※いずれの場合も、報告が複数枚に及ぶ場合には、各頁の下部に「頁番号／総頁数」を記入してください。（例：1／3）

職業紹介事業の業務運営要領 「第17様式例等(手数料表3種)」が 改訂されました。

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 ※1	_____ 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 ※2	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※3 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 ※4 は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地 _____

※ 1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。

このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 4：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

優良職業紹介事業者推奨事業協議会では11月25日、下記の認定基準がまとまりました。尚、優良項目（プラスa）の行動基準は現在協議検討中です。

認定基準（素案）

今年度は、石川県金沢市（10/24）、香川県高松認定基準（素案）
優良事業所の認定は、認定を受けようとする事業者から提出された行動計画書の適否や実現可能性などについて検討するとともに、業務の運営等については以下の認定基準に基づき審査するものとする。

I 経営の安定性

1 経営方針、過去実績

- ① 経営理念・経営方針・数値目標等を策定し、紹介事業所としての進むべき方向を明確に示している。
- ② 人材紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過している。
- ※③ 過去3年間において、人材紹介事業としての実績が一定水準以上ある。

2 財務基盤、収益性

※過去3年間において、赤字決算がなく、かつ、基準資産額が一定水準以上ある。

II 法令の遵守

1 コンプライアンス体制

- ① 法令遵守についての担当部署（者）を定めている。
- ② 定期的に内部検査を実施して法令遵守状況を把握している。

2 法令遵守

- ① 人材紹介事業に関連する法令を遵守している。（別に定めるチェックリストにより審査）
- ② 職業紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、過去3年以内に行政処分（業務改善命令、業務停止命令）を受けていない。

3 個人情報保護と求人者情報保護

- ※① 個人情報と求人者情報の保護に関する教育・研修を定期的に行っている。
- ② 情報の漏えいについて具体的な防止対策が施されている。
- ※③ 定期的に内部検査を実施して、情報漏えいがないか把握している。

Ⅲ 業務の適正運営

1 求人開拓

- ① 求職者にマッチした求人先の開拓
 - ・目標を数値化して計画的に求人開拓を行っている。
 - ・求職者の希望・能力・経歴等にマッチした求人開拓を行っている。
- ② 適正な宣伝広告
 - ・ホームページの開設や会社案内パンフレットを作成するなどして利用者の利便に配慮している。
 - ・手数料についてわかりやすく表示している。
 - ・取扱いの範囲・得意とする業界・職種等を適切に表示している。
- ③ 公正競争
 - ・手数料については、自由競争の原則に基づき公正な価格で取引を行っている。

2 求職者募集

- ① 求人案件にマッチした求職者の募集
 - ・目標を数値化して計画的に求職者の募集・サーチ・スカウトを行っている。
 - ・求人者の要望にマッチした求職者の募集を行っている。
- ② 適正な募集行為
 - ・適切な手段で取得・保管する個人情報のみを利用して求職者募集を行っている。
 - ・勧誘・スカウト行為は求職者の意向を配慮し、良識の範囲内で行っている。

3 求人受付

- ① 求人案件の詳細かつ具体的な把握
 - ・労働条件の他に、求人企業の情報、応募資格・要件、採用方法、求める人物像等を把握している。
 - ※・新規取引の求人場合は、求人先を訪問して、職場環境などを実地検分している。
- ② 求人票（労働条件等の明示）の受理と点検
 - ・求人申込は書面で受領し、求人有効期間を確認している。
 - ・求人申込書の内容を点検し、差別的表現や法令違反などがあれば是正を求めている。
- ③ 取引契約書の締結
 - ・紹介業務を行う前に、取引基本契約を締結している。
- ④ 反社会的企業や問題ある企業との取引
 - ・暴力団関連企業、賃金未払いなどのある企業との取引については、関連官庁と連携するなどして適切に対処している。
- ⑤ 採用に関する提案、コンサルティング
 - ※・求人者に対し、定期的に募集・採用に関する情報を提供している。
 - ※・求人者向けのセミナー・講演会などを開催している。
- ⑥ 求人情報のメンテナンス
 - ・有効な求人申込みと無効な求人申込みを整理している。

- ・時間経過した求人申込みのメンテナンスを行っている。

4 求職受付

- ① 求職者の希望、能力、適性把握
 - ・求職者と面談して、希望・能力・経歴・適性などを把握している。
 - ※・学歴・経歴・資格等について、適正な記述がなされているか点検し、求職者本人に事実確認している。
- ② 求人案件の説明
 - ・労働条件等（法定事項）以外の求人企業の情報、応募資格・要件、採用方法等を具体的に説明している。
- ③ 転職・就職ノウハウ提供
 - ・履歴書・職務経歴書等の書き方や面接のポイントなどについてアドバイスしている。
- ④ キャリアカウンセリング
 - ※・カウンセリングを希望する求職者にキャリアカウンセルを実施している。
 - ※・産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等の資格を有する従業者が一定割合以上ある。
- ⑤ 求職情報のメンテナンス
 - ・有効な求職申込みと無効な求職申し込みを整理している。
 - ・時間経過した求職申込のメンテナンスを行っている。
- ⑥ 求職者研修の実施
 - ※・求職者に対するビジネスマナー、就業予定業務の基礎等の研修を行っている。
 - ※・計画的な教育訓練や研修、勉強会など自発的な能力開発の支援を行っている。

5 紹介あっせん

- ① 紹介実績
 - ※・一定水準以上の紹介実績（紹介数、充足率、就職率等）をあげている。
 - ・迅速な紹介を行っている。
- ② 適切な紹介あっせんに努力している。
 - ・紹介する際に推薦理由などを記した紹介状を発行している。
 - ・求職者等を面接会場に同行したり、面接立会したりするなど懇切丁寧な紹介をしている。
- ③ 苦情への対応
 - ・苦情相談の窓口を明確にするなどして、苦情申し立てに対処している。
 - ※・苦情申し立ての事例を業務改善や再発防止に役立てている。

6 紹介後のフォロー

- ① 短期退職した場合の紹介事業者の対応
 - ・短期退職の場合の手数料返戻についてルール化されている。
- ② 紹介結果の利用者満足度等
 - ※・利用求人者、求職者等からアンケートをとるなどして、利用者の評価を把握している。
 - ※・面接後就職・採用決定しない場合のミスマッチ要因の分析と求職者・求人者対応をしている。

「職業紹介事業にまつわる相談事例」

平成25年10月18日（金）中野サンプラザ11階「アネモ」にて公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会「平成25年度東日本ブロック交流会」が開催されました。

交流会の中で行われました中村榮次 民紹協参与・主任職業紹介事業アドバイザーによる講演「職業紹介事業にまつわる相談事例から」の内容を一部抜粋してQ & A形式で会員の皆様にご紹介させていただきます。

賃金支払い等に関する事例

〔賃金の不払い事例〕

Q 求職者（マネキン）を紹介し、3週間ほど勤務してもらったが、求人者から賃金の支払いがない。再三請求したが、なしのつづてである。どうすればよいか。

A 賃金の不払いに関しては支払側の状況によって、対応を考えなければならないが、基本的には、勤務表は賃金計算表等によって根気よく請求を継続することが必要である。その上で、下記の方法も考えて交渉することが望まれる。

①賃金の不払い（未払い）は労働基準法違反として労働基準監督署の指導・是正の対象となる。求職者が労働基準監督署に申し出た場合には、この指導・是正の対象になることを求人者に連絡し、支払いを要請すること。これにより、支払いのきっかけが得られる可能性がある。

ただし、労働基準監督署は、調査・指導・行政処分をしてくれるが、賃金の請求・支払いは当事者同士の問題である。

②したがって、実際に支払ってもらうためには民事的な交渉が必要になる。

通常①の要請によって支払ってくれることが多いが、それでも支払いがない場合、いくつかの手段が考えられる。以下のような事項を考慮しながら、雇用主と話し合いを行うことが効果的である。

○内容証明による請求書等の送付

賃金支払いについての請求書を内容証明で発信する方法で、雇用主に心理的な圧力をかけるという効果を狙うもの。勤務表、労働条件明示書、賃金計算書等を添付することが望ましい。

○支払い督促

債権者が裁判所の書記官に対して申立てをすることにより、書記官が雇用主に対して発するもので、金銭支払い請求には有効な手段といわれる。数枚の

書類を提出するだけで可能。

○地裁等への提訴

そのほか、地裁への提訴、140万円以下の場合には簡易裁判所、60万円以下の少額訴訟、民事調停などの手段もある。

なお、個人の家庭で雇用される家政婦（夫）の場合は、家事使用人とされ労働基準法は適用外なので、労働基準監督署の指導・監督の対象からは外されるとされている。ただし、労働契約法は適用され、同法第3条において「使用者は労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に権利を行使し、及び義務を履行しなければならない」とされており、賃金不払いはこれに違反している。したがって、上記②に掲げた方法をとることが考えられる。

【求職受付手数料等の賃金からの控除】

Q 求職受付手数料について、求人者から求職者に支払われる賃金から控除してもらい、それを紹介手数料と一緒に紹介所に送金してもらうことはできるか。また、求職者の賃金に関し振込手数料を賃金から控除するといってきたが、これは問題ないか。

A 求職受付手数料や賃金の振込手数料を当該労働者の賃金から控除することはできない。これは労働基準法第24条に定める賃金の5原則（通貨払い、直接払い、全額払い、毎月払い、一定期日払い）の中の「全額払いの原則」に抵触するからである。「全額払い」の例外として賃金からの控除が認められるのは、

- ・ 所得税、住民税、社会保険料などの法令で定められているもの
- ・ 労使協定で取り決めたもの（たとえば組合費、社内販売の代金など）

に限られる。また、賃金の振込手数料は賃金払いに関する費用として雇用主が負担すべきものである。

【日雇いの求職者の源泉徴収税】

Q 1週間勤務した日雇労働者（マネキン）の賃金について、求人者が所得税を甲欄で徴収してきた。丙欄でお願いしたいといったが聞き入れてくれない。どのように対応すべきか。

A 日雇賃金としての時間給又は日給を支払う場合には、「給与所得の源泉徴収税額表」（日額表）の丙欄適用の税額になる。日雇賃金とは日々雇入れられる人が、労働した日ごとに支払われる給与等をいう。ただし、一つの支払者から継続して2か月を超えて支払われた場合は、その2か月を超える部分については日雇賃金ではなくなる。

継続して2か月以上日払い給を支払うこととなる場合は、
扶養控除等移動申告書を提出している場合は甲欄
扶養控除等移動申告書を提出していない場合は乙欄
となる。

当初から2か月以上に日払給を支給することになるかどうかはわからない場合には、2か月までは丙欄を適用し、それ以降は扶養控除等移動申告書を提出してもらい甲欄を適用するという方法がとられる。このような基準をよく求人者に説明して理解を求めることが必要と思われる。

解雇問題

〔解雇の正当性の有無〕

Q 今般メーカーに紹介したマネキンが「接客態度が悪い」として、担当者からいきなり「もう明日から来なくていい」といわれ解雇された。契約期間14日だったが、就業3日目のことである。どう考えればよいか。また、解雇予告手当はどうか。

A 解雇については「客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められるかどうか」が問題である。〔勤務態度の悪さ〕がこの理由に該当する程度のものかどうか問題になるが、これについては、「業務命令を拒否してほとんど仕事をせず、上司の再三にわたる注意・指導を無視し、会社の不当性をあげつらうなど業務規律に反し、職場秩序を乱しており、このような場合の解雇はやむを得ない」とされた判例がある。これでもわかるとおり勤務態度が労働契約を終了させなければならないほど悪いという判断はかなりの程度のもと考えられる。今回の相談の接客態度の悪さの程度が、この判例に相当するほどのものとは考えにくい。仮にそうであったとしても、求人者（メーカー）はまず求職者に対して注意、指導、教育を行って改善させるための努力が求められる。これを行わないで、いきなり解雇することは違法となる可能性がある。指導、教育をしても改善されず、その結果、メーカーの販売事業に大きな損害を与えるなど深刻な事態発生可能性があるのかどうか考慮し、求人者における慎重な対応を要請して行くことが望ましい。

なお、解雇予告、予告手当については、①日々雇入れられる労働者、②2か月以内の期間を定めて雇入れられる労働者、③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される労働者、④使用期間中の者等へは適用されない。今回のマネキンは解雇予告手当の対象ではない。

平成25年度 販売技術促進講座 関西連絡会

当協会主催の教育事業であるマネキンスタッフ向けの「販売技術促進講座」が、本年度ではまず最初に関西地区で平成25年9月19日に、エル・おおさかにて実施されました。

教育部では本年度より、多くの皆様からの意見により受講者の参加しやすいように講師2名による午後からの半日講習に変更致しました。

今回の関西の販売技術促進講座は、マネキンスタッフ39名、各事業所から所長を含む職員12名、合計51名が参加致しました。

テーマとしては、「食品販売スタッフ向け」「アパレル販売スタッフ向け」の2本立ての講義が行われました。

1講義目は、株式会社Kサポート 教育研修事業部 足代講師による「食品販売のための接客スキルアップ」講義で、基礎的な身だしなみや表情、話し方から食品を販売するうえでの安全・安心を伝えるトークや、具体的な食材の知識、各季節の行事食や旬の食べ物といった、現場で即使える内容が満載の講義でした。資料で頂いた食の記念日は、知らないような日も多く大変おもしろいと思いました。

2講義目は、当協会の相談役の白石講師による「求められる販売員 アパレル編」講義で、アパレルメーカーでの勤務経験を生かされた心理学を応用した売り場作りや、視覚からくる人の動き、ディスプレイのテクニックなど、こちらも即実践できる具体的な内容でした。また終了時には、百貨店などの現場で使われる専門用語集も配布され、皆さん勉強になったのではないのでしょうか。

今回の講師はお二人とも、紙の資料の他に、パワーポイントを使用してスクリーンに写真や図面を映し出しての講義でわかりやすく、さらに、参加者に共に考えさたり、回答を求めたりと、全員が集中してあっという間の半日でした。

終了後の声や表情で、ほとんどの参加者に満足して頂けた内容だったのでは、と感じました。

教育は当協会の柱ですので、今後もできるだけ多くの方に満足頂ける研修を実施していきたいと思っております。



関西連絡会販売促進講座

販売技術促進講座関西連絡会



教育部部長 牧野 伸男

平成25年度 販売技術促進講座 関東連絡会

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会 関東連絡会 平成25年度「販売技術促進講座」を、平成25年10月30日（水）お茶の水 ホテル ジュラク「白鳥の間」にて開催いたしました。

研修内容は2部構成で行い、時間を変更し午後からとしたこともあり参加しやすかったのではないかと思います。

まずはじめに「現職のマネキンさんによる生の体験談」といたしまして、それぞれの売り場での様々な経験、また逆に、自分がお客様になった時に受けたホスピタリティの捉え方など5名の販売員さんによる体験発表会と、それに伴うディスカッションを行いました。参加者のだれもが聞きたい事を質問できるスタイルならでは、本音も飛び出し、とても有意義な時間を皆さんで共有できたと思います。

次に、百発百中で売り上げを取る！スタッフ研修をされていらっしゃいます有限会社 レックス 藤永幸一社長による「販売実績の向上を目指して」と題しましたセミナーでは、マネキンさんの体験発表に寄り添う内容に昨今のマーケット情報を織り交ぜながら、お客様の購買意欲の察知方法や会話の感性を甦らせる方法、また、心を惹きつける会話術など講義をしていただきました。ワーク参加型で楽しく、即実践できる内容となっておりますので、販売する上での会話力の必要性を再認識し、更に詳しく学ぶことができたと思います。

仕事にプラスになるヒントが盛りだくさんで、売上アップに向けて即実践できる内容となっていたこともあり、セミナー終了後の参加者皆さんの満足な笑顔が印象的な講習会となりました。

今後、当協会ではマネキンさんの教育をより充実した内容へとステップアップさせていきたいと考えております。



関東連絡会販売促進講座



販売技術促進講座関東連絡会

広報部長 森川 薫

クラウドシステムの御紹介

理事 齊藤 主水

全紹協は昨年度より人材サービス向け事務処理システムの開発に取り組んでおります。

このシステムは有料職業紹介業と人材派遣業の双方の事務処理(スタッフ管理、請求処理、賃金計算、法定帳票の作成)に対応することを目指したものであり、現時点では有料職業紹介事業向けシステムのデモ版のみが完成しております。

本稿ではこのシステムについてご紹介いたします。

このシステムの特徴はインターネットを介したクラウド型のシステムであるという点にあります。

最近良く耳にするクラウドとは一体何でしょうか。クラウドとはクラウドコンピューティングの略称です。アメリカ国立標準技術研究所(NIST)はクラウドコンピューティングを次のように定義しています。

“クラウドコンピューティングとは、自由に設定可能な共有のコンピュータ資源（ネットワーク、サーバー、ストレージ、アプリケーションサービス等）の集積に対する利便性の高い、オンデマンドベースのアクセスを可能とするモデルであって、最小限の管理努力やサービス提供者とのやり取りで、迅速な提供や回収が可能なもの”

(出典：NIST “Draft Working Definition of Cloud Computing”)

簡単に言うと、クラウドコンピューティングとは、“様々なサービスをインターネットを介して利用する”ことを意味します。インターネット上のサーバー=雲(Cloud)にデータやソフトウェアを移し、必要に応じて取り出し利用する。導入が容易で、コストも低廉なクラウドコンピューティングは、近年のIT技術の焦点であり、アップルの iCloud、グーグルの Google Apps、オンラインストレージサービスの シュガーシンク等クラウドの仕組みを利用した様々なサービスが開発されています。

従来のスタンドアロン型のシステムではユーザーである事業所が自らのパソコンやサーバーにシステムソフトウェアをインストールし、その保守・管理・運用を個々のユーザーごとに行ってきました。

それに対して、クラウド型のシステムはシステム会社のサーバー上で保守・管理・運用され、ユーザーはインターネットを介してシステムを利用することになります。

全紹協のクラウドシステムには次のような特長があります。

1. 低廉なコスト

全紹協のクラウドシステムにおいてユーザーが用意しなければならないのはインターネットに接続したパソコンだけであり、高価な自社サーバーや社内ネットワークの構築が必要な従来型のシス

テムに比べて大幅にコストを抑えられます。

また、インターネット上の高性能なサーバーでシステムの保守・管理・運用および顧客情報や取引履歴といった重要なデータの保護がなされるため、ユーザーはそれらの手間から解放されます。

2. 高い利便性

社外からノートパソコン等でインターネットを通してシステムを利用することができます。出張先で事務処理をする、営業先で取引履歴の確認をするといったことが可能になります。

3. 高い安全性

高度な暗号技術や電子証明書が使用されており、セキュリティには万全の配慮がなされています。また、信頼性が高い大手レンタルサーバー会社のサーバーを利用しているため安心です。従来型のシステムだと停電や火事などで自社サーバーが損壊すると、重要なデータが消去されてしまう恐れがありますが、クラウド型だとそのような心配もありません。

4. コンプライアンスへの配慮

全紹協がシステム会社と共同して開発したシステムであるため、求人・求職管理簿等の法定帳票や事業報告書が規定どおり作成されるよう配慮されています。

5. 軽快な動作

現在サーバー上にアップロードされているデモ版は非常に動作が軽く、ストレスなく操作することができます。

6. システムの最適化への期待

実際にシステムを運用してゆく過程で、様々な要望や改善点が出てくることが予想されます。それらは全紹協からシステム会社に伝えられ、システムの最適化に生かされることになっています。時間の経過とともに、システムがより洗練され完成度の高いものになってゆくことが期待できます。

大きな可能性を持った全紹協のクラウドシステムですが、今年度の予算不足や執行部の大幅な交代もあって開発が停滞しています。しかし、このクラウドシステムは公益社団法人認定の条件である公益目的事業として内閣府に届け出ており、全紹協としては必ず成功させなければならないものです。また、クラウドシステムにすでにお申し込みいただいた会員の方々の信頼を裏切ることは許されません。

システムの開発には相当な労力を要すると思われれます。会員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局だより

◆ 退 会

九州連絡会

(有)アーバン・プロ

古賀 浩 平成25年10月31日

関東連絡会

(有)オフィスフルヤマネキン紹介所

古屋 恵子 平成25年12月31日

◆ 訃 報

関東連絡会

(株)国際人材パワー小田原

高部 マサエ 平成25年12月11日逝去

平成26年度 定時社員総会スケジュール

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

6月12日 (木) 定時社員総会・懇親の夕べ

お茶の水 ホテル ジュラク

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

6月13日 (金) 定時社員総会・表彰式・懇親会

ホテルラングウッド

人事異動

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝

主任調査役 兼 職業紹介事業アドバイザー
高橋 紀夫

編集後記

平成26年度は「午年」です。「馬」という字は3000年以上前の甲骨文字や金文に見られ、馬の姿を捉えた字形からは躍動感が感じられます。

また馬は家畜や交通手段などとして人間が飼い馴らした動物では最古の部類で、人間と深いパートナーシップを築いてきました。

ではなぜ「馬年」ではなく「午年」なのでしょう。十二支で時間を表す解説ですと、「午」の刻に陽の気が極に達し、陰の気が芽生えるとされています。「馬」という動物は、四肢を宙に浮かせて駆け回りますが、頻りに大地を踏みしめます。宙を舞う動作は「陽」、地を蹴る動作は「陰」として馬は陰と陽の間を闊歩することから、十二支では「午」に馬が当てられたということだそうです。

十二支における「馬」の大半のイメージは良いものですが、「高貴」な反面「低劣」であったり、「ポジティブ」な比喩もあれば「ネガティブ」な意味合いの比喩もあつたりと様々です。これは馬を捉える見方によって変わり、人々の馬に対する認識の振り幅の大きさによっても起因しています。

今年は「じゃじゃ馬」と言われたいよう、しっかりと地に足をつけて駆け回っていきたくと思います。

表紙写真撮影者：(株)太陽
牧野 明治(関西連絡会)

撮影者のコメント

「日本アルプスの白馬岳で、信州の春は遅く4月末から5月に梅も桜も一斉に咲きます。この写真はアルプスの東山から見た白馬岳です。」

「もう、こんな時間」を、
「まだ、こんな時間」に変えませんか？

New Communication
Power

まかせてください！



お気軽に ご相談ください。

会社案内・カタログ・社史・社内報・マニュアル・電子書籍

などの制作で、お困りのご担当者様はいらっしゃいませんか。ご担当者様のお仕事は多岐にわたり、何かとご多忙のこととお察しいたします。

そんな方には、ぜひNPC日本印刷をご紹介ください。私たちのご提供できるサービスは、版下づくり、印刷・製本ばかりではありません。膨大な資料の整理、講演のテープ起こし、インタビューをもとにした原稿づくりほか、企画から仕上げまで、トータルにお手伝いさせていただいております。**も**ちろん、コストダウンに関するご提案も承ります。どうぞ、お気軽にお声をおかけください。

月刊誌

会社案内
カタログ

社史

社内報

マニュアル

電子書籍

etc. ▶

企画、原稿づくりから
仕上げまで、トータルに
お手伝いします。

NPC 日本印刷株式会社 ☎ **(03)3833-6955** (担当:水村)

〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-12 第2ツナシマビル
TEL:(03)3833-6971(代) FAX:(03)3833-6883

E-mail:m-mizumura@npc-tyo.co.jp
URL: <http://www.npc-tyo.co.jp/>